

1 災害廃棄物に関する近時の動向

- 平成26年度：環境省 災害廃棄物対策指針策定
- 平成28年度：熊本地震【発生量約311万トン】
- 平成29年度：九州北部豪雨【発生量約36万トン（朝倉市）】
- 平成30年度：平成30年7月豪雨【発生量約200万トン】
福岡市災害廃棄物処理計画策定
- 令和元年度：令和元年台風15号・19号【発生量約215万トン】

2 福岡市における災害廃棄物に関する動向

○過去の災害における発生量

- H15.7.19 平成15年豪雨 約0.2万トン
- H17.3.20 福岡県西方沖地震 約12万トン

○福岡市災害廃棄物処理計画の概要

①計画の概要

市内で大規模災害が発生した場合における災害廃棄物処理の基本方針及び他都市支援時における基本的事項を定めた計画（平成31年3月策定）

②発生量推計

- 地震：約84万トン（警固断層南東部M7.2）
- 水害：約24万トン（那珂川氾濫時）

○災害廃棄物対策の状況

平成29年度：九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定締結（概要）

福岡市，北九州市，熊本市のいずれかが被災した場合，他の都市は要請を待たずして職員を派遣し，受援調整等の支援を実施

平成30年度：福岡市災害廃棄物処理計画策定

令和2年度：九州市長会における災害時相互支援プランに災害廃棄物処理支援を追加（概要）

九州圏内で大規模災害が発生した場合，九州市長会による処理方針策定等のマネジメント支援を実施

3 一般廃棄物処理基本計画における災害廃棄物処理の視点

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法の法定計画として，下記の事項について，定めることとされている。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

④では，平時における収集運搬計画等を定めることとなるが，災害廃棄物処理計画では大規模災害時における分別収集の取扱いなどを定めているため，上位計画である一般廃棄物処理基本計画においても，災害時の廃棄物処理体制の基本的な考え方を定めることとする。

| 区分 | | 平時の収集回数 | 大規模災害時の収集回数 |
|------|-------------|---------|--------------------------------------|
| 家庭ごみ | 燃えるごみ | 週2回 | 週2回 |
| | 燃えないごみ | 月1回 | 月2回 |
| | 粗大ごみ | 申込みの都度 | 申込みの都度 |
| | 空きびん・ペットボトル | 月1回 | 停止 ※空きびんは燃えないごみ，ペットボトルは燃えるごみとして排出 |

表1：平時及び災害時における家庭ごみの収集運搬計画（福岡市災害廃棄物処理計画）

⑤では，施設の種類ごとに処理能力や処理方式等の施設整備の考え方について定めるため，今後，検討するごみ量の将来推計に災害廃棄物の発生量推計を加味した上で施設整備の考え方を整理する。

| 区分 | 処理方法 | 処理施設 | 処理量 |
|----------|------|------|-------------------------|
| 柱材・角材 | 再資源化 | 民間 | 1.3万トン |
| コンクリートがら | | | 33.1万トン |
| 金属くず | | | 2.2万トン |
| 可燃物 | 焼却 | 市 | 4.8万トン ⇒焼却灰1万トンとして埋立 |
| 不燃物 | 埋立 | | 42.4万トン |
| 合計 | | | 83.9万トン |

※端数処理の関係上，合計は一致しない

表2：災害廃棄物の組成別処理量の見込み（警固断層南東部M7.2の場合）